

利益相反行為

利益相反行為の禁止

31条1項 ①自己取引 ②信託財産間取引 ③双方代理取引 ④間接取引

信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定すること
その他第三者との間において信託財産のためにする行為であって受託者
又は**その利害関係人**と受益者との利益が相反することとなるもの

👉利害関係人とは？

利益相反行為の許容

31条2項 ①信託行為の許容の定め ②受益者の承認 ③包括承継
④合理的必要性・受益者の利益・正当理由